令和3年度森林技術者育成事業　森林技術者研修実施概要

令和3年4月23日

静岡県森林組合連合会　指導課

1.当研修の参加要件

　研修生及び経営体の要件については、以下の通りです。

①森林技術者研修　1年目

|  |  |
| --- | --- |
| 【研修生】 | 【経営体】 |
| ・「緑の雇用」事業におけるフォレストワーカー研修の受講経験がない者  ・林業就業経験が通算5年未満の者  ・林業就業に必要な健康状態の者  ・研修終了後も林業就業に対する意識が明確な者 | ・「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号、平成30年12月27日付け30林政経第408号一部改正林野庁長官通知）に規定された育成経営体（以下「育成経営体」という）または、育成経営体を目指す林業経営体  ・OJT研修に必要な事業地を確保できる経営体  ・森林技術者の育成に向けて、計画的に研修を実施することができる経営体  ・前３カ年度において、死亡災害が発生していない経営体若しくは死亡災害発生後、県が実施する組織力研修の受講又は林業経営コンサルティングの集中指導により、労働安全対策の改善に取り組む又は取り組む計画がある経営体 |

②森林技術者研修　2年目

|  |  |
| --- | --- |
| 【研修生】 | 【経営体】 |
| ・森林技術者研修1年目を修了している  　者  ・林業就業に必要な健康状態の者  ・研修終了後も林業就業に対する意識が明確な者 | ・育成経営体または育成経営体を目指す林業経営体  ・OJT研修に必要な事業地を確保できる経営体  ・森林技術者の育成に向けて、計画的に研修を実施することができる経営体 |

③森林技術者研修　3年目

|  |  |
| --- | --- |
| 【研修生】 | 【経営体】 |
| ・森林技術者研修1年目、２年目を修了している者  ・林業就業に必要な健康状態の者  ・本研修終了後も林業就業に対する意識が明確な者 | ・育成経営体又は育成経営体を目指す林業経営体  ・OJT研修に必要な事業地を確保できる経営体  ・森林技術者の育成に向けて、計画的に研修を実施することができる経営体 |

2.当研修の種類及び内容

当研修参加者は、以下の（1）集合研修に参加し、併せて（2）OJT研修を実施します。

(1)集合研修

①集合研修とは

　　集合研修とは、6月から11月の期間で、県内の研修生を1か所に集め、基本的な知識・技術・技能を習得させるための座学や実習を行います。1回の研修は基本的に3日間程度として、「緑の雇用」事業のフォレストワーカー1年目もしくはフォレストワーカー2年目、フォレストワーカー3年目の研修生と合同で研修を行います。

会場については、株式会社ふもとっぱら（富士宮市）周辺で実施をし、**費用については、研修の受講に関してはかかりません**が、会場までの交通費や昼食・宿泊費等については、経営体の負担となります。

参考として、昨年度の日程を以下のとおりお知らせします。

**※令和2年度　フォレストワーカ1年生実績日程**

|  |  |
| --- | --- |
| 第1回目 | 7月1日 |
| 第2回目 | 7月27日～29日 |
| 第3回目 | 9月16日～18日 |
| 第4回目 | 10月27日～29日 |
| 第5回目 | 11月11日～13日 |

**※令和2年度　フォレストワーカ2年生実績日程**

|  |  |
| --- | --- |
| 第1回目 | 7月13日~15日 |
| 第2回目 | 9月2日~4日 |
| 第3回目 | 10月14日~16日 |

**※令和2年度　フォレストワーカ3年生実績日程**

|  |  |
| --- | --- |
| 第1回目 | 7月20日~22日 |
| 第2回目 | 8月26~28日 |
| 第3回目 | 9月7~8日 |
| 第4回目 | 10月21日~23日 |
| 第5回目 | 11月16日~18日 |

②安全講習

　　安全講習とは、以下の表に記載の安全講習のうち、未取得の安全講習のみ受講をします。なお、受講にあたっては、原則カリキュラムで指定された日程及び会場での受講となります。

　費用については、**安全講習の受講料は全額助成されます**が、集合研修と同様に会場までの交通費や昼食・宿泊費については、経営体負担となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 森林技術者研修  1年目 | ・普通救命講習  ・刈払機取扱者安全教育  ・伐木等業務（大径木）特別教育  ・玉掛け技能講習  ・小型移動式クレーン運転技能講習 |
| 森林技術者研修  2年目 | ・不整地運搬車運転技能講習  ・荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育  ・機械集材装置の運転の業務に係る特別教育  ・車両系建設機械（整地等）運転技能講習  ・走行集材機械の運転の業務に係る特別教育 |
| 森林技術者研修  3年目 | ・簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育  ・伐木等機械の運転の業務に係る特別教育 |

(2)OJT研修

①OJT研修とは

　　OJT研修とは、研修生に対して知識・技術・技能の習熟を図るため、各経営体における通常業務の作業を通じた研修を行います。原則6月から1月31日の期間のうち70日程度実施します。

②OJT研修の要件

OJT研修の実施においては、研修生1人あたり1人以上の指導員を配置することとし、指導員の要件は、「林業作業士（FW）の登録」、「しずおか林業作業士の認定」又は「しずおか林業作業士長の認定」を受けている者、若しくはこれらと同等以上の経験・技術を有しているとも認められる者とします。

なお、同等以上の経験・技術を有する者とは、林業経験５年以上かつ下表の資格等を全て有する者とします。

また、自社内で指導員の確保が困難な場合は、他の経営体等との契約等により招請した者を指導員として配置することも認めます。

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| 1 | 普通救命講習 |
| 2 | 刈払機取扱作業者安全衛生教育 |
| 3 | 荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育  ※はい作業主任者技能講習でも可 |
| 4 | 伐木等の業務特別教育 |
| 5 | 機械集材装置特別教育 |
| 6 | 走行集材機械特別教育 |
| 7 | 伐木等機械特別教育 |
| 8 | 簡易架線集材装置等特別教育 |
| 9 | 車両系建設機械運転(整地･運搬･積込み用及び掘削用)技能講習 |
| 10 | 不整地運搬車運転技能講習 |
| 11 | 小型移動式クレーン運転技能講習 |
| 12 | 玉掛技能講習 |

※複数人の指導員（２人程度）の有資格を合算することも認めます。その場合、そのうち１人を主任指導員（指導責任者）に選定してください。

③OJT研修への助成

②の要件を満たし、かつ書類により**実績が確認されたOJT研修について、その日数に応じ指導費として日額5,000円を助成します。**

④安全巡回指導

OJT実施期間中、安全巡回指導員がOJT実施状況の確認のため、各経営体に伺います。（1経営体につき、3回程度の実施を予定）。書類につきましては毎月、本会へご提出していただきます。

3.当研修への参加申請

　1の参加要件を満たし、当研修に参加を希望する方は、所定の参加申請書及び添付書類を5月14日（金）※必着までに研修事務局までメールにてご提出下さい。

※申請書様式の電子データは本会HP（<http://www.s-kenmori.net/>）の「最新のお知らせ」

からダウンロードして頂けます。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | ・森林技術者　参加申請書（添付様式　様式①、様式②、様式③）  ・研修生の履歴書  ・研修生の取得済み安全講習の修了証の写し  ・指導員の以下の資格の登録・認定等の証明書類  ≪①林業作業士（FW）、②しずおか林業作業士、③しずおか林業作業士長、①～③と同等以上の経験・技術を有する者、指導員を外部に依頼する場合は契約書(写)≫ |
| 研修事務局 | 【担　当】指導課　内山、平沼  【電　話】054-253-0195  【送付先】a-uchiyama@s-kenmori.net |